

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第13回会議付属資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	組織及び機構の取扱い	細 項 目			
事 務 事 業 名		専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	人事分科会
調 整 方 針	新市の組織機構については、２市２町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。 「新市における組織機構の整備方針」 基本方針 次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。 (１) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構 (２) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構 (３) 簡素で効率的な組織機構 (４) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (５) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 (６) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構 個別整備方針 (１) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場は、それぞれ総合支所として設置する。 (２) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。 (３) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び２市２町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。 (４) ２市２町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。				

組織及び機構の取扱いについて

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織・機構も消滅することになります。

合併市町村の組織・機構は、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。
(市町村合併ハンドブックより)

組織及び機構の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3（執行機関の組織の原則）

第1項 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

第2項 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

第155条（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第1項 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

第2項 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第3項 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【行政事例】

- ①支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般をわたって事務を掌る事務所であり、
- ②支所の設置は、交通の不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。
(昭和23. 11. 20行政事例)

第138条（事務局の設置及び議会の職員）

第2項 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第3項 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

第4項 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

第158条（都道府県の部局・分課及び市町村の部課）

第7項 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第171条（出納員及び会計職員）

第1項 出納長又は収入役の事務を補佐させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

第191条（書記その他の職員）

第1項 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

第200条（事務局の設置）

第2項 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第3項 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

第4項 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第12条（人事委員会の事務局及び事務職員並びに公平委員会の事務職員）

第5項 公平委員会に、事務職員を置く。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第18条（事務局）

第1項 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

第2項 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

先 例 地 の 事 例

【周南市】

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

総括調整方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。
地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、2市2町の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

【東宇和・三瓶町合併協議会】

- 1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとする。
 - (1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。
 - (2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。

- 2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。
- 3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。

ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

- 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- 3 緊急時に即応できる組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 6 地方分権時代における各種行政課題に迅速にかつ的確に対応できる組織・機構

【さぬき市】

- 1 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- 2 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- 3 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【今治市及び越智郡10か町村合併協議会】

新市における機構及び組織の整備方針は別紙のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【宇摩合併協議会】

新市の機構・組織は、当面4市町村それぞれの庁舎の有効利用を図ることを前提に、「新市における行政機構・組織の整備方針」に基づき、職員の定員管理の適正化を図りつつ、総合支所方式を取り入れ、本庁舎へ管理部門を統合する。その他の旧市町村業務については当面従来どおりとする。また、教育委員会等の行政委員会については、関係法令に基づき整備する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い総括表）

協 議 項 目		各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い	細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名		その他の事務事業	専門部会名	企画部会・総務部会	分 科 会 名	企画分科会・総務分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
1 企画	(1) 総合計画策定	総合計画については、新市移行後新たに策定する。 調整方針説明資料（P.5 参照）				
	(2) 国際交流	国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.6 参照）				
	(3) 行政改革	行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。 調整方針説明資料（P.7 参照）				
	(4) 男女共同参画	男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.8, 9 参照）				
2 総務	(1) 名誉市民表彰	名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.10 参照）				
	(2) 功労賞	功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.11 参照）				
	(3) 市民無料法律相談	市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.12 参照）				
	(4) 集会所建設（維持管理）	集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 調整方針説明資料（P.13, 14 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	総合計画策定		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針	総合計画については、新市移行後新たに策定する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
第5次西条市総合計画 【策定年月】 平成14年3月 【計画期間】 平成13年度～平成22年度 （中間目標年次：平成17年度） 【テーマ】 潤いと活力あふれる快適環境・産業文化都市 【策定の経緯】 [平成10年] ・市民意識調査実施 [平成12年] ・職員提言実施（対象者：全職員） ・21世紀の西条を考える市民懇話会開催 ・中・高校生アンケート調査実施 ・まちづくりセミナー開催 ・新しい西条市総合計画策定に係る意見提言会開催 [平成13年] ・新しい西条市総合計画策定に係る市議会議員懇談会開催 ・西条市総合計画策定プロジェクト開催 ・西条市総合計画策定委員会開催 ・西条市総合計画審議会開催 ・市議会本会議において基本構想案を可決 [平成14年] ・基本計画案市長ヒアリング実施 ・基本計画決定	東予市総合計画 【策定年月】 平成13年3月 【計画期間】 平成13年度～平成17年度 【テーマ】 人が元気、くらしが元気、夢が感動に変るまち 瀬戸内に拓く田園工業都市・東予 【策定の経緯】 [平成12年] ・東予市総合計画策定委員会設置 ・東予市総合計画策定委員会幹事会設置 ・市民アンケート実施・分析 ・インターネットの活用、市政報告会開催、ネットワーク 21とうよ、21世紀とうよまちづくりトーク市長と語ろう 等開催、提言集約 ・東予市総合計画審議会実施 [平成13年] ・3月議会議決	丹原町第3次総合計画 【策定年月】 平成13年12月 【計画期間】 平成13年度～平成17年度 【テーマ】 “五感にうったえる ふれあいとであいのまち” 【策定の経緯】 [平成6年] ・「未来を語りあう会」5地区で開催 ・「丹原町を魅力ある町にするためのアンケート」実施 [平成7年] ・地域計画策定説明会を5地区で開催 ・まちづくり講演会 [平成8年] ・地域計画策定 ・基本構想議決 ・前期基本計画策定 [平成12年] ・地域計画見直し [平成13年] ・基本構想の一部改訂 ・後期基本計画策定	第4次小松町総合計画 【策定年月】 平成11年3月 【計画期間】 平成11年度～平成15年度 【テーマ】 住みたい・行ってみたい・文化の里・小松町 【策定の経緯】 [平成10年] ・第4次小松町総合計画策定委員会設置要綱制定 ・総合計画策定委員会 ・住民とのまちづくり懇談会 ・理事者ヒアリングを実施 [平成11年] ・総合計画審議会 3月町議会議決	総合計画については、新市移行後新たに策定する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い	細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	国際交流	専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針	国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【国際交流員招致事業】 「語学指導等を行う外国青年招致事業」により国際交流員を受け入れ、語学等の指導、市民との各種交流事業を実施。 言語：英語 人員：1名 ①一般市民に対する英語指導 ②公民館・団体等における交流事業、講演会等の講師 ③国際交流事業の企画・実施 ④国際交流ボランティア団体の活動支援 ⑤英語圏との交流の調整 ⑥来西者や外国語担当助手等の通訳・生活相談・広報誌や資料の翻訳等 平成14年度予算 歳出 4,996千円（報酬・共済費、旅費ほか） 【姉妹・友好都市交流】 [保定市との交流] 昭和56年に西条市制施行40周年記念事業の一環として、日中友好西条市少年合唱訪問団が保定市を訪問して以来、官民を問わず、相互訪問による交流が続いていたが、平成5年には西条鉄工団地協同組合などが保定市技術研修生の受入れを開始し、市においても保定市職員を行政の仕組みや組織を学ぶ研修員として受け入れる一方で、後の交流の一助とするため、市職員を河北大学に留学させて中国語を学習させるなど、更なる発展を願う気運が高まり、平成6年に友好都市関係提携議定書に調印して姉妹都市縁組を行った。 その後も、友好都市を訪れる訪中国に補助金を交付したり、友好都市市民訪中国の団員を募って、保定市を訪問してもらうなど、市民を中心とした「草の根」交流の推進に努めている。	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの事業である。	西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目		その他の事務事業					
事 務 事 業 名		行政改革		専 門 部 会 名		企画部会		分 科 会 名		企画分科会	
調 整 方 針		行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。									
事 務 事 業 の 現 況								課 題		具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町					
【大綱の作成時期】 平成14年8月 【大綱の項目】 ①職員の意識改革（市民に役立つ明るい市役所） ②市役所の組織改革（時代の変化に対応できる機敏な市役所） ③市民との協働（市民と協働で創る開かれた市役所） 【実施計画】 対象期間 平成14年から平成16年 (検討項目) 1. 職員の意識改革 ①仕事に責任を持ちます。 … 3項目 ②元気な職員になります。 … 4項目 2. 市役所の組織改革 ①効率性の高い市役所になります。 … 8項目 ②民間活力を活かします。 … 2項目 ③健全財政を維持します。 … 5項目 3. 市民との協働 ①市政に関する情報をわかりやすく説明します。 … 3項目 ②市民が使いやすい窓口にします。 … 3項目 ③市民参加を推進します。 … 2項目		【大綱の作成時期】 平成13年3月（～5年間） 【大綱の項目】 ①3つの基本的視点 ・市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進 ・効率的で質の高い行政運営の推進 ・分権型社会に対応した財政基盤の強化 ②6つの推進方針 ・市民参加と情報の共有化 ・職員の意識改革と能力開発 ・IT（情報通信技術）の利用による住民サービスの向上 ・健全な財政運営の推進 ・組織の活性化と給与の適正化 ・行政事務の効率化・高度化 【実施計画】 対象期間 平成13年度～平成17年度（5年間） (検討項目) 1. 市民参加と情報の共有化（市民と行政の協働関係の発展） … 13項目 2. 職員の意識改革と能力開発（創造・戦略型人材の育成） … 2項目 3. IT（情報通信技術）の利用による住民サービスの向上（電子市役所の実現） … 10項目 4. 健全な財政運営の推進（財政構造の改革） … 6項目 5. 組織の活性化と給与の適正化（より質の高い組織の形成） … 4項目 6. 行政事務の効率化・高度化（事務事業の見直し） … 24項目		【大綱の作成時期】 平成11年3月 【大綱の項目】 ①事務事業の見直し ②組織・機構の見直し ③定員及び給与の適正化 ④人材の育成・確保の推進 ⑤行政の情報化等行政サービスの向上 ⑥経費の節減合理化等財政の健全化 ⑦会館等公共施設及び公共工事の見直し 【実施計画】 対象期間 平成14年度～平成15年度 (検討項目) 1. 事務事業の見直し … 7項目 2. 組織・機構の見直し … 2項目 3. 定員及び給与の適正化 … 4項目 4. 人材の育成・確保の推進 … 3項目 5. 行政の情報化等行政サービスの向上 … 4項目 6. 経費の節減合理化等財政の健全化 … 4項目 7. 会館等公共施設及び公共工事の見直し … 3項目		【大綱の作成時期】 平成8年3月策定 平成12年11月見直し 【大綱の項目】 ①行政運営の効率化 ②町民参加型の行財政運営の推進 ③組織の活性化 【実施計画】 対象期間 平成12年～平成15年 (検討項目) 1. 行政運営の効率化 ①行政運営体制の簡素、効率化 … 3項目 ②職員定数増加の抑制及び人件費の抑制 … 3項目 ③組織機構の統合再編 … 2項目 ④財政運営の健全化の目標 … 2項目 2. 住民参加型の行財政運営の推進 ①町民とのパートナーシップに基づく行財政運営の推進 … 1項目 ②町民の声を施策等に反映させるシステムづくり … 2項目 ③町民に開かれた透明性の高い行財政運営の推進 … 3項目 ④町民の利便性に配慮した町民サービスの提供 … 2項目 3. 組織の活性化 ①組織運営の効率化 … 1項目 ②職員の意識改革 … 2項目		実施サイクルが2年～5年とそれぞれの市町に差異がある。		新市移行後新たに策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	男女共同参画		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針	男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。 【内容】 1 男女共同参画計画策定 男女共同参画施策を総合的、かつ、計画的に推進するために、男女共同参画計画を策定する。 2 広報啓発活動 ①市報「さいじょう」に特集記事及び参画情報を掲載 ②ホームページに男女共同参画情報を掲載 ③男女共同参画セミナーの開催 3 女性のエンパワーメント ①男女共同参画関連行事への参加 ②男女共同参画研修事業補助金 ③男女共同参画グループのネットワーク化の検討 4 女性の政策決定過程への参画 ①女性の審議会委員等へ登用促進 ②女性人材リスト作成の検討 【体制・組織】 1 庁外組織（西条市男女共同参画推進懇談会15名） ①計画策定に際し意見・提言を行うとともに、施策の実施状況についてその現状と課題について考察し、意見を述べる。 ②男女共同参画推進に当たり意見等の情報収集・啓発活動等を行い、その活動に関し意見を述べる。 ③その他まちづくりを含む西条市政全般の意見・提言を行う。 2 庁内組織（西条市男女共同参画推進庁内連絡会議15名） ①計画の策定に際し素案を検討する。 ②男女共同参画社会の現状と課題について研究し、その推進のため時代に即応した適切な施策を実施する。	【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。 【内容】 1 東予市女性行動計画策定 女性の地位向上や社会参加の気運が高まる中、開かれた男女共同参画社会の実現を目指す基本理念と女性施策の方向を明らかにするため、東予市女性行動計画を策定する。 2 事業内容 ①女性行動計画推進委員会開催 ②女性大学開講（団体関係者等広く市民に研修の場と意識啓発の機会を提供する） ③男性講座開講（男性料理教室及び男性介護教室） 【体制・組織】 1 庁外組織（東予市女性行動計画推進委員会） ①男女共同参画社会づくりのため、女性行動計画に基づく具体的な女性施策について検討する。 ②委員20名 任期2年 ③市長への提言を行う。 2 広報啓発活動 ①特集記事を企画編集し、広報「とうよ」に掲載 ②ホームページに男女共同参画情報を掲載 3 女性のエンパワーメント ①学習・自己研鑽等（各種フォーラム研修会参加） ②先進地視察研修 4 女性の政策決定過程への参画 ①女性の審議会委員等へ登用促進	【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。 【内容】 真の男女共同参画社会の実現を目指し、その指針となる男女共同参画計画を策定するとともに、体制整備、環境整備を図る。 【具体的施策】 ・計画策定に向けて、広く庁内外へ提言し、また、意見を求め、現状と課題について考察する。 ・広報、窓口等による啓発活動を実施する。 ・女性団体等に対し町内外で実施される男女共同参画関連行事への参加を促進する。（必要に応じ旅費支出、バス借上等も実施）	【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。 【内容】 ・広報啓発活動 広報「こまつ」に記事を掲載 ・女性のエンパワーメント 県主催の男女共同参画関連行事への参加	西条市と東予市が、計画を策定している。(西条市はH11年の法改正に対応したもの) 西条市・東予市・小松町が女性団体連絡協議会を設置している。 西条市のみが補助金を支給している。	計画の策定については、新市移行後速やかに、西条市の例を基本に、東予市計画も参考としながら調整する。 連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに、西条市、東予市及び小松町の例を参考に設置の方向で調整する。 補助金等の助成制度については、新たな制度の創設を含め制度自体について、新市移行後速やかに調整・検討を行う。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	男女共同参画		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【補助金等】 西条市男女共同参画研修事業補助金 【目的】 この事業は、西条市民が市外で行う男女共同参画研修の費用の一部を補助することにより、男女共同参画について学習する機会を与え、西条市の男女共同参画を推進することを目的とする。 【内容及び金額】 市外で開催される男女共同参画関連事業に参加した者へ当該事業に参加するための旅費の2分の1の額を補助する。 平成14年度予算 旅費補助(1/2) 104人 312,000円 【女性団体連携】 「西条市婦人団体連絡協議会」 ・市内の婦人団体(11団体)が学習活動及び社会活動をとともに行い、自己の育成と相互の連携を深めることを目的とする。 ・資質向上のための各種講座の開催 ・連絡協議会(情報交換等)の開催 ・レクリエーション運動会(会員の交流等)の開催	【補助金等】 該当なし 【女性団体連携】 「1 2 団体連絡協議会」 ・市内の女性1 2 団体が相互の連携を図りながら女性の地位向上と社会参加の促進を図る。 ・先進地の視察研修の実施 ・各種研修会等への参加 ・手作り作品展の開催	【補助金等】 該当なし 【女性団体連携】 「小松町女性団体連絡協議会」 ・町内の女性1 1 団体が相互の連携を図りながら女性の地位向上と社会参加の促進を図る。	【補助金等】 該当なし			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	名誉市民表彰		専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	総務分科会
調 整 方 針	名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 西条市名誉市民 【目的】 広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者を顕彰することを目的とする。 【推挙の基準】 西条市民又は西条市に縁故のある者で広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献した者。 【推挙の方法】 市長が議会の同意を得て選定する。 【礼遇】 ・ 功績を長く伝える方途を講ずること ・ 市長が適当と認める待遇及び特典を与えること 【受章者】 第2代西条市長 S44. 9推戴 第8、9、10代西条市長 S59. 3 // 第11、12代西条市長 S59. 3 // 第13、14、15、16代西条市長 H10.12 // 【慣行】 該当なし	【名称】 東予市名誉市民 【目的】 社会文化、産業の進展に貢献し、その功績があった者に対して東予市名誉市民の称号を贈り、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。 【推挙の基準】 ①本市におおむね3年以上居住している者若しくは居住していた者又は本市に縁故の深い者 ②産業の振興、社会福祉の増進又は学術、芸芸等文化の進展に功績があった者 ③市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者 【推挙の方法】 名誉市民選考委員会（連合自治会長、連合婦人会長、商工会議所会頭、農協組合長、漁協組合長、教育委員長、女性団体、社会福祉協議会会長、市議会議長、助役）に諮って選考し、議会の同意を得て東予市名誉市民章を贈呈する。 【礼遇】 ・ 市の行う式典へ招待すること。 ・ 死亡の際相当の礼をもって弔慰を行うこと。 ・ その功績を長く伝える方途を講ずること。 ・ その功績を称えるために副賞として記念品（料）を送ること。（名誉市民章（メダル）、肖像画（本人用と庁舎内掲示用）の作成 ・ その他必要と認める待遇措置を講ずる。 【受章者】 初代東予市長（平成14年6月27日称号授与） 元県議会議長（平成14年6月27日称号授与） 元オリンピック水泳選手（平成14年6月27日称号授与） 【慣行】 【贈呈方法】 市制施行記念日に贈呈	【名称】 丹原町名誉町民 【目的】 丹原町民又は丹原町に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術、文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶している者に対して、丹原町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。 【推挙の基準】 ①丹原町に引き続き3年以上居住し、又は5年以上居住したことのある者 ②産業、経済、政治、学芸その他社会、文化の進展に貢献することによって、町民の福祉の増進に特に功績のあった者 ③町民が、郷土の誇りとして深く尊敬するに値する者 【推挙の方法】 町長が議会の同意を得て選定する。 【礼遇】 ・ 町主催の式典その他諸行事への招待 ・ 町が管理する公共施設の利用その他便宜供与 ・ 称号の贈与を証する証書にそえて名誉町民章を贈呈 ・ その他町長が適当と認める特典及び待遇 【受章者】 元近畿日本鉄道株式会社名誉会長（昭和63年3月25日） 【慣行】 該当なし	【名称】 小松町名誉町民 【目的】 小松町民又は小松町に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして町民から尊敬されている者に対し、小松町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。 【推挙の基準】 ①小松町民又は小松町に縁故の深い者 ②)広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶している者 ③郷土の誇りとして町民から尊敬されている者 【推挙の方法】 町長が小松町議会の同意を得て選定し、称号を証する証書にそえて小松町名誉町民章を贈呈する。 【礼遇】 ・ 功績を永く伝える方途を講ずること ・ 町の公の式典への招待 ・ 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・ その功績をたたえるために副賞として記念品料の贈与 【受章者】 医 師（昭和60年4月25日称号授与） 元町長（平成7年6月20日称号授与） 【慣行】 【贈呈方法】 合併30・40周年記念式典にて贈呈	東予市は、選考委員会を設置している。	名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 <	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細 項 目	その他の事務事業		
事 務 事 業 名	功労賞			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	総務分科会
調 整 方 針	功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 西条市功労賞 【目的】 広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、市勢の伸展に顕著な功労のあった者を顕彰することを目的とする。 【推挙の基準】 ①70歳以上 ②功労が公職である時は、公職を離職した者 【礼遇】 市の式典等に招待する。 【贈呈時期】 4月29日（市制施行記念日） 【受賞者】 元市議会議長 S61.4.29顕彰 多額寄付者 H元.4.29 〃 元商工会議所会頭 H3. 4.28 〃 元婦人団体会長 〃 元日展審査員 〃 元県議会副議長 H7. 4.29 〃 元県議会議長 H13.4.29 〃		[該当なし]		[該当なし]		西条市のみの制度である。	功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細 項 目	その他の事務事業				
事 務 事 業 名	市民無料法律相談		専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	総務分科会		
調 整 方 針	市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。							
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容			
西 条 市		東 予 市	丹 原 町			小 松 町		
【概要】 市民相談事業の一環として、弁護士会に依頼して市民を対象に無料法律相談を実施。 【実施回数及び時期】 毎月2回 第2,4水曜日 ・受付時間 8:30～14:00 ・相談時間 10:30～16:00 （一人15分程度、最大20分） ・相談人数 1日15人まで 相談会場 市役所1階101会議室 【謝礼】 (24,750円×1日間＋消費税5%)－2,475円(所得税10%)＝23,512円×24回 14年度予算 624,000円 （報償費） 【事務手順】 ・年末に弁護士会が年間予定（担当弁護士当番表）を定めて、市に持参してくれる。 ・相談日当日は、受付簿に申込者順に10時30分から時間設定を実施する。 ・併せて、相談受付簿に氏名、住所、電話番号簿を記載してもらう。 ・法律相談処理表に住所、氏名等を転記し弁護士に渡す。		【概要】 市民相談事業の一環として、愛媛弁護士会西条支部所属の弁護士に依頼し無料相談を実施。 【実施回数及び時期】 毎月1回 第2水曜日 ・相談時間 13:00～16:00 相談会場 市民会館 【謝礼】 報償費により支払 27,000円/日 【事務手順】 ・年度開始前に弁護士3名に依頼、予定表を作成する。 ・ローテーションにより毎回1名の弁護士が相談を担当する。 ・相談は電話等による予約制とし、原則市民に限る。 ・1人あたりの相談時間は約15分、毎回12名程度の受付としている。		【概要】 無料相談なし		【概要】 無料相談なし	丹原町、小松町は実施していない。 謝礼額が異なる。 相談回数が異なる。 相談時間が異なる。	相談体制は、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細 項 目	その他の事務事業	
事 務 事 業 名	集会所建設（維持管理）			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 総務分科会
調 整 方 針	集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【名称】 西条市コミュニティ施設整備事業 【目的】 西条市が愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱に基づき、市内の一定地域にコミュニティ施設を整備する。 【内容】 対象事業 ＜集会所整備事業＞ （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内（工事費） 県4/10、市4/10、地元2/10 （設計費・事務費 市1/2、地元1/2） 県補助基準外 全て地元 建替 同上 増築 同上		【名称】 東予市コミュニティ施設整備事業 【目的】 地域団体（自治会）が行うコミュニティの育成に関する施設の整備その他必要な事業に対し、市が補助金を交付することにより、住民が快適で楽しい近隣生活と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 【内容】 対象事業 ＜集会所整備事業＞ （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、市3/10、地元3/10 県補助基準外（市単） 市5/10、地元5/10 建替 同上 増築 同上 県補助対象外（市施工） 建替 市5/10、地元5/10	【名称】 丹原町コミュニティ施設整備事業 【目的】 地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、コミュニティ施設の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。 【内容】 対象事業 ＜集会所整備事業＞ （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、町2/10、地元4/10 県補助基準外 全て地元 建替 同上 増築 同上 県補助対象外（地元施工） 新築・建替・増築 町3/10、地元7/10	【名称】 集会所施設整備事業 【目的】 町内の一定地域に集会所を整備する場合又は地元単独で新築、改築、改造及び修繕により集会所を整備する場合に町が補助金を交付し、地域の均衡ある発展と住民の生活福祉の維持向上を図ることを目的とする。 【内容】 対象事業 ＜集会所整備事業＞ （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、町2/10、地元4/10 県補助基準外（町単） 町2/10、地元8/10 建替 同上 増築 同上 県補助対象外（地元施工） 新築・建替・増築 町2/10、地元8/10	・補助メニューに相違がある。 ・県補助対象の集会所整備事業を活用した場合、市及び地元の負担割合に相違がある。 西条市のみ、設計費用（実施設計）と事務費を市と地元が1/2ずつ負担 ・東予市、丹原町及び小松町に単独での集会所整備事業がある。 ・単独（県補助対象外）の場合、市及び地元の負担割合に相違がある。 東予市、丹原町及び小松町の場合、単独整備の手法に相違がある。 （自治体施工と地元施工）	現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たに制度を創設する。 負担割合は、2市2町の地元の負担割合の最低に設定する。 農地転用及び基本設計費用は地元負担とし、実施設計及び建築確認申請費用は市負担とする。 新市移行後速やかに東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い				細 項 目		その他の事務事業					
事 務 事 業 名		集会所建設（維持管理）				専 門 部 会 名		総務部会		分 科 会 名		総務分科会	
調 整 方 針													
事 務 事 業 の 現 況										課 題		具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町							
【事業費】 ＜平成 13 年度実績＞ ・集会所新築事業 1 件 30,231 千円 ＜平成 14 年度予算＞ ・集会所新築事業 2 件 40,975 千円 													

先 例 地 の 事 例

〔西東京市〕

	事 務 事 業 名	調 整 方 針
企画・総務関係	基本構想に関すること	新市において策定する。
	行財政改革大綱に関すること	新市に移行後、一本化を図り、継続して促進する。
	市民の法律相談に関すること	合併後も現行の内容を継続して実施する。
	名誉市民に関すること	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
	市(功労者)表彰に関すること	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
生活環境関係	国際交流に関すること	合併後も現行の内容を継続して実施する。
	姉妹都市交流事業に関すること	合併後も継続する。
	女性行動計画に関すること	新市において、新たに策定する。

〔さぬき市〕

姉妹都市等の取扱い

姉妹都市及び友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

〔東かがわ市〕

姉妹都市等の取扱い

姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔南アルプス市〕

友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔あさぎり町〕

町・村の慣行の取扱い

宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。

〔周南市〕

国際交流等事業

（１）姉妹都市縁組

現行のまま新市に引き継ぐ。

（２）国際交流事業

新市移行後、速やかに調整する。

〔磐南５市町村合併協議会〕

男女共同参画事業の取扱い

男女共同参画事業の取扱いについては、合併後に速やかに新市において男女共同参画計画を策定し、事業を推進する組織は再編するものとする。

〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

男女共同参画に関すること

男女共同参画計画については、安来市の策定内容に沿って、新生市において策定する。

国際交流に関すること

国際交流事業については、現行のとおり新生市に引き継ぐ。

行財政改革大綱に関すること

行財政改革大綱については、新生市において早期に策定し、推進を図る。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その３）			細 項 目	消防防災関係			
事 務 事 業 名	消防本部・署の位置、管轄区域			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会	
調 整 方 針	新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引継ぐ。 ただし、周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町
【位置】 消防本部 西条市新田 183 番地の 1 消防署 西条市新田 183 番地の 1 救急隊分遣所 西条市飯岡 3565 番地の 9 【管轄区域】 西条市全域 救急隊分遣所出動範囲 （山間部、飯岡、神戸、橘校区・大町、玉津、氷見校区の一部） 【庁舎】 昭和 5 7 年 3 月建築 1,699.40 m ² （新耐震構造）（付属棟除く） 【通信指令施設】 平成 1 4 年 4 月 1 日運用開始 ・発信地表示システム ・住基台帳とのネットワーク ・サイレン吹鳴制御システム連動等		【位置】 消防本部 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1 消防署 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1 小松出張所 周桑郡小松町大字大頭甲 1086－10 【管轄区域】 東予市、丹原町及び小松町全域 小松出張所救急出動範囲 小松町全域、東予市及び丹原町の一部 小松出張所火災出動範囲 署に帰署（状況により現場出動する） 【庁舎】 昭和 4 7 年 1 2 月建築 848.40 m ² （付属棟除く） 【通信指令施設】 昭和 6 3 年 4 月 1 日運用開始 * 周桑消防本部署建設計画の現状 平成 15 年度 用地取得 平成 16 年度 造成・実施設計 平成 17 年度 合併特例債で用地買戻し及び建設 <概要> 場 所 東予市周布地区内 用地面積 約 8,700 m ² 施設延べ面積 約 3,300 m ² (訓練塔、付属建物含む)		東予市に同じ		東予市に同じ		本部の位置 （周桑消防本部に置く場合） 庁舎は手狭で現状以上の人員収容は無理である。 庁舎は新耐震基準に合致していない。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）		細 項 目	消防防災関係		
事 務 事 業 名	消防緊急通信指令施設等		専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会
調 整 方 針	消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1.通信指令施設等の配置、面積 ① 配置 消防本部 2 階 ② 面積 ア 通信指令室 43.50 m ² イ 通信事務室兼仮眠室 13.00 m ² ウ 機械室 19.73 m ² 2.通信指令施設の概要 ① 導入年月 平成 14 年 4 月 ② 装置及び機器の構成、数量 (装置及び機器名) (数量) (機種及び形式等) 指令台 指令台 1 台 日本電気 NEFAST-MX I 型 録音装置 1 式 非常用指令設備 1 式 指令制御装置 1 式 電源装置 1 式 署所端末装置 2 式 本署 1、分遣所 1 表示盤 車両運用表示盤 1 面 液晶7 ^o ディスプレイ、70 インチ 総合情報表示盤 1 面 多目的表示盤 1 面 液晶7 ^o ディスプレイ、70 インチ 幹部出退表示盤 1 面 無線統制台 1 式 自動出動指定装置 1 式 発信地表示装置 1 式 指令電送装置 1 式 地図等検索装置 1 式 ゼンリンベクトル地図 気象観測装置 1 式 音声合成装置 1 式 車両動態管理装置 1 式 車載端末 13 台 (内 4 台は車外設定付) 災害状況等 自動案内装置 1 式 市政だより 1、 災害案 17 病院案内 1 回線 順次指令装置 1 式 最大加入 100 人、30 グループ 4 回線同時伝達 サイレン吹鳴装置 1 式 アンサーバック付、親局 1、 子局 15、最大 100 局登録 監視カメラ 4 台 本署 3、分遣所 1 自家用発動発電機 1 台	1.通信指令施設等の配置、面積 ① 配置 消防本部 1 階・3 階 ② 面積 ア 通信指令室 16 m ² イ 通信事務室兼仮眠室 24 m ² ウ 機械室 4 m ² 2.通信指令施設の概要 ① 導入年月 昭和 63 年 3 月 ② 装置及び機器の構成、数量 (装置及び器機名) (数量) (機種及び形式等) 指令装置 消防救急指令台 1 台 NEC FD-201E 自治省 I 型 非常用指令装置 1 基 通報者検索装置 1 式 NEC PC-MA10TSZZ8(自署開発) 自動録音装置 1 式 カセット式録音機 2 台 非常電源装置 1 式 気象観測装置 1 式 電話案内装置 1 台 NTT サービスホン A II 順次指令装置 1 台 効コム ARS-701「A」 サイレン吹鳴制御器 1 台 デジタル・アンサーバック機能付	東予市に同じ	東予市に同じ	通信指令施設等の設置年に 相違があり、周桑消防は設置 後 1 5 年が経過し、西条消防 は平成 1 4 年 4 月の導入であ る。 通信指令施設の統合が必要 である。	消防緊急通信指令施設等 については、合併時に現在の 西条市消防本部に通信指令 台を置き、通信指令体制の統 合とシステムの整備を図る。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）			細 項 目	消防防災関係		
事 務 事 業 名	消防緊急通信指令施設等			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市			丹 原 町			
衛星系防災行政無線機 1式 河川情報端末機 1式 寒風山トンネルモニター盤 1式 震度計 1式 ファクシミリ 14台 通信指令室2、分遣所1 消防団蔵置所11台 えひめ救急医療ネット 1式	東予市防災行政無線 1台 愛媛県防災行政無線 地 上 系 1式 衛 星 系 1式 庁舎内放送装置 1式 電子電話交換装置 1式 無停電電源装置 1式 湯浅電池(株)YUMIC-SA10 業務用FAX 2台 (救急伝送装置付属) 携帯電話 6台 (救急伝送装置付属2台含)			東予市に同じ	東予市に同じ		
回線構成 (名 称) (容量) (実装) (備考) 119番受付回線(INS) 2(4ch) 119番受付回線(携帯) 14 1(2ch) 新居浜消防から転送 119番受付回線(衛星) 1 指令回線 15 2 INS局線回線 15 2(4ch) 西条局2、氷見局1 加茂1、大保木1 専用回線 10 2 警察、道路公団 無線回線 8 6 市波2、県波1、全国波3 庁内放送回線 1 1 内線回線 2 2 有無線接続回線 2 0	有線施設 (回 線 種 別) (種別) (回線数) (備考) 指令台内臓 119番回線 11 119受信専用FAX1台 転送119受信回線 加入 2 携帯電話通報転送 今治消防経由INS回線 指令回線 専用 5 構成団体、東予警察 小松出張所、各1 加入電話回線 加入 1 インターネット共用 内線電話回線 …… 1 電子電話交換装置 外 線 回 線 加入 3 内 線 回 線 …… 25 業務用加入電話回線 加入 1 小松出張所電話回線 衛星系加入電話回線 加入 1 愛媛県防災行政 INS回線 順次指令装置回線 加入 4 加入回線切替兼用 電話案内装置回線 加入 10 業務用FAX回線 加入 2 道路公団専用回線 専用 1 日本道路公団						
3.無線設備 (種 別) (局 数) (備 考) 基地局 1 固定局 16 署 2、消防団14 陸上移動局 90 車載 21 署11、消防団10 車携帯 4 署 2、消防団 2 携帯 43 署15、消防団28 トランシーバー 22 消防団22	3.無線施設 (種 別) (局数) (備 考) 基 地 局 4 小松出張所基地局・トンネル 基地局 (2局) を含む 固 定 局 1 愛媛県消防防災行政無線 陸上移動局 車 載 17 車 携 帯 2 携 帯 21 防災移動局 1 東予市防災行政無線子局 サイレン吹鳴子局 25 遠隔広報装置つき (東予市16・丹原町5・小松町4)						

消防関係に関する法令

○ 消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

(自治体の機関)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

第10条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第13条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第14条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(教育関係)の取扱い(その2)総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その２）	細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	教育関係事業	専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会
項 目	調 整 方 針				
成人式	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。 調整方針説明資料（P.21参照）				
公民館管理運営	1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.22,23参照）				
図書館管理運営	1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。 2 休館日については、西条市の例により調整する。 3 開館時間については、9時30分から19時までとする。 調整方針説明資料（P.24参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その２）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	成人式		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	開催日に違いがある。	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれ旧市町の例により実施する。	
【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。 【開催日及び会場】 開催日 実行委員会を開いて決定。 （成人の日の前日） 会 場 西条市総合文化会館大ホール 【開催方法】 年度当初に市報で実行委員を募集する。 平成16年成人式の実行委員の構成予定。 第1号委員6人（該当年度対象者） 第2号委員2人（前年度経験者） 第3号委員2人（次年度対象者） 委員が決まり次第、実行委員会を開催し、式典の日時・内容・記念品等を検討し決定する。	【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。 【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会 場 東予市中央公民館 【開催方法】 教育委員会事務局で実施。	【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。 【開催日及び会場】 開催日 1月3日 会 場 丹原町文化会館 【開催方法】 教育委員会事務局で実施。	【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。 【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会 場 中央公民館大ホール 【開催方法】 教育委員会事務局で実施。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）				細 項 目		教育関係																																																																																																																										
事 務 事 業 名		公民館管理運営				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名	社会教育分科会																																																																																																																							
調 整 方 針		1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。																																																																																																																																
事 務 事 業 の 現 況							課 題		具体的な調整内容																																																																																																																									
西 条 市		東 予 市			丹 原 町			小 松 町			東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。 小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。																																																																																																																							
1 公民館の設置		1 公民館の設置			1 公民館の設置			1 公民館の設置																																																																																																																										
<table><tr><td>名</td><td>称</td></tr><tr><td>西条市中央公民館</td><td></td></tr><tr><td>西条地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>神拝地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>大町地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>玉津地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>飯岡地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>神戸地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>橋地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>禎瑞地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>氷見地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>加茂地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>大保木地区公民館</td><td></td></tr><tr><td>市之川地区公民館</td><td></td></tr></table>		名	称	西条市中央公民館		西条地区公民館		神拝地区公民館		大町地区公民館			玉津地区公民館		飯岡地区公民館		神戸地区公民館		橋地区公民館		禎瑞地区公民館		氷見地区公民館		加茂地区公民館		大保木地区公民館		市之川地区公民館		<table><tr><td>名</td><td>称</td></tr><tr><td>東予市中央公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市吉井公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市周布公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市多賀公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市壬生川公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市国安公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市吉岡公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市三芳公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市庄内公民館</td><td></td></tr><tr><td>東予市楠河公民館</td><td></td></tr></table>			名	称	東予市中央公民館		東予市吉井公民館		東予市周布公民館		東予市多賀公民館		東予市壬生川公民館		東予市国安公民館		東予市吉岡公民館		東予市三芳公民館		東予市庄内公民館		東予市楠河公民館		<table><tr><td>名</td><td>称</td></tr><tr><td>丹原町中央公民館</td><td></td></tr><tr><td>丹原公民館</td><td></td></tr><tr><td>徳田公民館</td><td></td></tr><tr><td>田野公民館</td><td></td></tr><tr><td>中川公民館</td><td></td></tr><tr><td>桜樹公民館</td><td></td></tr></table>			名	称	丹原町中央公民館		丹原公民館		徳田公民館		田野公民館		中川公民館		桜樹公民館		<table><tr><td>名</td><td>称</td></tr><tr><td>小松町立中央公民館</td><td></td></tr><tr><td>小松町立小松公民館</td><td></td></tr><tr><td>小松町立石根公民館</td><td></td></tr></table>			名	称	小松町立中央公民館		小松町立小松公民館		小松町立石根公民館																																																
名	称																																																																																																																																	
西条市中央公民館																																																																																																																																		
西条地区公民館																																																																																																																																		
神拝地区公民館																																																																																																																																		
大町地区公民館																																																																																																																																		
玉津地区公民館																																																																																																																																		
飯岡地区公民館																																																																																																																																		
神戸地区公民館																																																																																																																																		
橋地区公民館																																																																																																																																		
禎瑞地区公民館																																																																																																																																		
氷見地区公民館																																																																																																																																		
加茂地区公民館																																																																																																																																		
大保木地区公民館																																																																																																																																		
市之川地区公民館																																																																																																																																		
名	称																																																																																																																																	
東予市中央公民館																																																																																																																																		
東予市吉井公民館																																																																																																																																		
東予市周布公民館																																																																																																																																		
東予市多賀公民館																																																																																																																																		
東予市壬生川公民館																																																																																																																																		
東予市国安公民館																																																																																																																																		
東予市吉岡公民館																																																																																																																																		
東予市三芳公民館																																																																																																																																		
東予市庄内公民館																																																																																																																																		
東予市楠河公民館																																																																																																																																		
名	称																																																																																																																																	
丹原町中央公民館																																																																																																																																		
丹原公民館																																																																																																																																		
徳田公民館																																																																																																																																		
田野公民館																																																																																																																																		
中川公民館																																																																																																																																		
桜樹公民館																																																																																																																																		
名	称																																																																																																																																	
小松町立中央公民館																																																																																																																																		
小松町立小松公民館																																																																																																																																		
小松町立石根公民館																																																																																																																																		
2 公民館の使用料 【西条市公民館設置及び管理条例】 (使用料) 第6条 公民館の使用の許可を受けた者が中央公民館を使用するときは、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) 別表第二(第6条関係)		2 公民館の使用料 【東予市公民館設置及び管理条例】 (使用料) 第7条 前条の許可を受けて使用する者は、東予市使用料条例に定める使用料を納入しなければならない。 東予市使用料条例別表第1			2 公民館の使用料 【丹原町使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。 2 別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)以外の施設を使用し、又は利用する場合の使用料は、同表に掲げる施設の使用料の額に比準して、そのつど町長が定める。			2 公民館の使用料 【小松町使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。 2 (省略) 別表(第2条関係)			新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。																																																																																																																							
<table><tr><td>区</td><td>分</td><td>基本使用料(1時間当たり)</td></tr><tr><td>展</td><td>示 室</td><td>700円</td></tr><tr><td>研</td><td>修 室</td><td>300円</td></tr><tr><td>視</td><td>聴 覚 室</td><td>300円</td></tr><tr><td>和</td><td>室 1</td><td>300円</td></tr><tr><td>和</td><td>室 2</td><td>300円</td></tr><tr><td>会</td><td>議 室</td><td>400円</td></tr></table>		区	分	基本使用料(1時間当たり)	展	示 室	700円	研	修 室	300円		視	聴 覚 室	300円	和	室 1	300円	和	室 2	300円	会	議 室	400円	<table><tr><td>区 分</td><td>使用単位</td><td>使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="3">地区公民館</td><td>会議室(大)</td><td>1時間につき</td><td>700円</td></tr><tr><td>“(中)”</td><td>”</td><td>400円</td></tr><tr><td>“(小)”</td><td>”</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="7">中央公民館</td><td>多目的ホール</td><td>1時間につき</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>観 覧 席</td><td>”</td><td>500円</td></tr><tr><td>会 議 室</td><td>”</td><td>400円</td></tr><tr><td>研 修 室</td><td>”</td><td>300円</td></tr><tr><td>学 習 室</td><td>”</td><td>300円</td></tr><tr><td>視 聴 覚 室</td><td>”</td><td>500円</td></tr><tr><td>調 理 実 習 室</td><td>”</td><td>500円</td></tr></table>			区 分	使用単位	使用料	備 考	地区公民館	会議室(大)	1時間につき	700円	“(中)”	”	400円	“(小)”	”	200円	中央公民館	多目的ホール	1時間につき	1,500円	観 覧 席	”	500円	会 議 室	”	400円	研 修 室	”	300円	学 習 室	”	300円	視 聴 覚 室	”	500円	調 理 実 習 室	”	500円	<table><tr><td colspan="2">施設区分</td><td colspan="2">使 用 料</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>5 時 間 未 満</td><td>5 時 間 以 上 1 日</td></tr><tr><td rowspan="2">公民館</td><td>大会議室</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td></tr></table>			施設区分		使 用 料				5 時 間 未 満	5 時 間 以 上 1 日	公民館	大会議室	3,000円	4,000円	小会議室	1,500円	2,000円	<table><tr><td>区分</td><td>財産の名称</td><td>使用単位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="8">公民館施設</td><td>大ホール</td><td>1時間につき</td><td>1,860円</td><td>1,110円</td><td>放送設備1式 1回1,000円</td></tr><tr><td>相 談 室</td><td>”</td><td>180円</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>研 修 室</td><td>”</td><td>360円</td><td>210円</td><td></td></tr><tr><td>会 議 室</td><td>”</td><td>360円</td><td>210円</td><td></td></tr><tr><td>老人いこい 室</td><td>”</td><td>250円</td><td>150円</td><td></td></tr><tr><td>調 理 室</td><td>”</td><td>490円</td><td>290円</td><td></td></tr><tr><td>和室(大)</td><td>”</td><td>180円</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>和室(小)</td><td>”</td><td>120円</td><td>70円</td><td></td></tr></table>			区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	公民館施設	大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円	相 談 室	”	180円	100円		研 修 室	”	360円	210円		会 議 室	”	360円	210円		老人いこい 室	”	250円	150円		調 理 室	”	490円	290円		和室(大)	”	180円	100円		和室(小)	”	120円	70円	
区	分	基本使用料(1時間当たり)																																																																																																																																
展	示 室	700円																																																																																																																																
研	修 室	300円																																																																																																																																
視	聴 覚 室	300円																																																																																																																																
和	室 1	300円																																																																																																																																
和	室 2	300円																																																																																																																																
会	議 室	400円																																																																																																																																
区 分	使用単位	使用料	備 考																																																																																																																															
地区公民館	会議室(大)	1時間につき	700円																																																																																																																															
	“(中)”	”	400円																																																																																																																															
	“(小)”	”	200円																																																																																																																															
中央公民館	多目的ホール	1時間につき	1,500円																																																																																																																															
	観 覧 席	”	500円																																																																																																																															
	会 議 室	”	400円																																																																																																																															
	研 修 室	”	300円																																																																																																																															
	学 習 室	”	300円																																																																																																																															
	視 聴 覚 室	”	500円																																																																																																																															
	調 理 実 習 室	”	500円																																																																																																																															
施設区分		使 用 料																																																																																																																																
		5 時 間 未 満	5 時 間 以 上 1 日																																																																																																																															
公民館	大会議室	3,000円	4,000円																																																																																																																															
	小会議室	1,500円	2,000円																																																																																																																															
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																																													
公民館施設	大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円																																																																																																																													
	相 談 室	”	180円	100円																																																																																																																														
	研 修 室	”	360円	210円																																																																																																																														
	会 議 室	”	360円	210円																																																																																																																														
	老人いこい 室	”	250円	150円																																																																																																																														
	調 理 室	”	490円	290円																																																																																																																														
	和室(大)	”	180円	100円																																																																																																																														
	和室(小)	”	120円	70円																																																																																																																														
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用する場合は、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の5割を加算する。 3 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間当たりの基本使用料(休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。)に3割を乗じて得た額を加算する。 4 使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。 5 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 6 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 (地区公民館については、使用料の規定がなく、無料である。)		備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用する場合は、基本使用料の2割を加算する。 2 入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等が500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割 (3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。 (4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。			備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。 (町長が定める使用料) 多目的ホール 1 時間につき 100円			備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。																																																																																																																										
注 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。																																																																																																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）			細 項 目	教育関係	
事 務 事 業 名	公民館管理運営			専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名 社会教育分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
3 休館日 中央公民館 文化会館の休館日に合わせ休館とする。 毎週月曜日 国民の祝日の翌日 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 毎週日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 中央公民館 毎週月曜日 国民の祝日（その日が月曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 土・日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 土・日曜日（貸し館は年中） 国民の祝日 ただし、館長が必要と認めたときは、臨時休館日を定めることができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 毎週月曜日 国民の祝日 ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	休館日に違いがある。	毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。	
4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 8:30～17:00 (部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能)	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00（土・日曜日は17:00） 地区公民館 9:00～17:00 (部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能)	4 開館時間 地区公民館 8:30～17:00 (部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能)	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 9:00～22:00 夜間（17:15以降）は、シルバーが業務委託管理。	開館時間に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	図書館管理運営		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針	1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。 2 休館日については、西条市の例により調整する。 3 開館時間については、9 時 30 分から 19 時までとする。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 図書館の設置 西条市立図書館 ①蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 150,627冊（うち新聞 9種、雑誌26種） ②貸出冊数（13年度実績） 165,330冊 移動図書館車貸出分を含む。 ③移動図書サービス 平成5年10月から移動図書館車の巡回を実施。 ステーション33か所を月2回ずつ巡回。 巡回日 火・水・土・日曜日 整理日 木曜日 定休日 月・金曜日 車載冊数 2,500冊 利用状況（13年度実績）3,591人、16,316冊	1 図書館の設置 東予市立図書館（郷土館併設） ①蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 73,549 冊（うち新聞 8 種、雑誌 56 種） ②貸出冊数（13年度実績） 109,181冊 ③移動図書サービス 該当なし	1 図書館の設置 該当なし	1 図書館の設置 小松町立温芳図書館 ①蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 34,972 冊（うち新聞 6 種、雑誌 21 種） ②貸出冊数（13年度実績） 16,011冊 ③移動図書サービス 該当なし	移動図書サービスは、西条市だけが実施しているサービスである。	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。	
2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日と翌々日） 国民の祝日の翌日（土・日曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 館内整理日（毎月末日・月曜日の場合は前日） 特別整理期間（3月に1週間）	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 館内整理日 （毎月末日、末日が休館日の場合はその前日） 年度末休館（3 月）	2 休館日 該当なし	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日） 月末整理日（月曜日の場合は前日）	休館日に違いがある。	休館日については、西条市の例により調整する。	
3 開館時間 10:00～19:00 （ただし、7/1から8/30の間は、9:30～19:00）	3 開館時間 火～金曜日 9:30～19:00 土・日曜日 9:30～17:00	3 開館時間 該当なし	3 開館時間 9:30～17:30	サービスが低下しないよう統一する必要がある。	9 時 30 分から 19 時までとする。	

先 例 地 の 事 例

〔いなべ市〕

町立学校等の通学区域

4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業(各種講座等)は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

〔さぬき市〕

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

学校教育の取扱い

- (1) 幼稚園
 - ①授業料及び入園料は、現行のとおりとする。
 - ②保育時間は、新市において統一して実施する。
 - ③給食は、現行のとおりとする。
 - ④入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。
 - ⑤授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。
- (2) 各種委員会等
心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。
- (3) その他事業
奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。
〔高等学校生徒、高等専門学校学生〕
15,000円／月、貸付期間5年以内
〔大学学生、専修学校生徒〕
37,000円／月、貸付期間4年以内

学校給食の取扱い

- (1) 施設等
当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。
- (2) 運営委員会
新市において、新たに設置する。

社会教育の取扱い

- (1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- (2) 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- (3) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。
- (4) 各事業等は、新市においても継続して実施する。

同和教育の取扱い

人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔東かがわ市〕

学校教育関係の取扱い

- (1) 奨学金については、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。
- (2) 給食費については、単価を統一する。
給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。
- (3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。
- (4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。
- (5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。
- (6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。
- (7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。

社会教育関係の取扱い

- (1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。

合併協議項目 協議状況一覧表

協 議 項 目		提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
1	合併の方式	H14. 10. 7	H14. 10. 7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14. 10. 7	H14. 10. 7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称	H14. 10. 7	H15. 9. 26	新市の名称は、西条市とする。
4	新市の事務所の位置	H14. 10. 7	H15. 10. 24	新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。 新市の事務所の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。 新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることの出来る10年以内に建設する。 新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。
5	財産の取扱い	H15. 3. 28	H15. 5. 23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15. 8. 14	H15. 10. 24	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。 地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。 新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。 西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	H15. 8. 14	H15. 9. 26	1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。 2 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。 3 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。 4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。 (1) 西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。 (2) 東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。 (3) 丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。 (4) 小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。
8	地方税の取扱い(その1)	H15. 1. 31	H15. 8. 14	2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率 14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。
	地方税の取扱い(その2)	H15. 3. 28	H15. 8. 14	1 入湯税については、東予市、小松町の例による。 2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15. 7. 25	H15. 8. 14	西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
10	地域審議会の取扱い	H15. 2. 28	H15. 5. 23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
11	特別職の職員の身分の取扱い	H15. 8. 14	H15. 10. 24	特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。
12	条例・規則等の取扱い	H14. 12. 27	H15. 1. 31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13	組織及び機構の取扱い	H15. 10. 24		

1 4	一部事務組合等の取扱い（その１）	H15. 3. 28	H15. 5. 23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
	一部事務組合等の取扱い（その２）	H15. 5. 23	H15. 6. 27	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。
1 5	使用料・手数料等の取扱い（その１）	H15. 2. 28	H15. 3. 28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
	使用料・手数料等の取扱い（その２）	H15. 3. 28	H15. 5. 23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い（その３）	H15. 5. 23	H15. 6. 27	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
1 6	公共的団体等の取扱い	H15. 5. 23	H15. 6. 27	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。
1 7	補助金・交付金等の取扱い（その１）	H15. 5. 23	H15. 6. 27	補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い（その２）	H15. 9. 26	H15. 10. 24	補助金・交付金等（事業補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
1 8	町名・字名の取扱い	H15. 9. 26	H15. 10. 24	西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を継承する。
1 9	慣行の取扱い	H14. 12. 27	H14. 1. 31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
2 0	行政連絡機構等の取扱い	H15. 6. 27	H15. 7. 25	自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。 広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。 1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

協 議 項 目		提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
2 1	各種事務事業の取扱い	—	—	—
	(1)国民健康保険事業関係	H15. 8. 14	H15. 9. 26	国民健康保険税 1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 保健・医療費助成事業 1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （1）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （2）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （3）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （4）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 保健貸付事業 1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 出産、葬祭に関する任意給付事業 1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
2 1	(2)介護保険事業関係	H15. 8. 14	H15. 9. 26	介護保険事業計画 介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。 介護保険運営協議会 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 介護認定調査、介護認定審査会 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 保険給付 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 介護保険料の賦課徴収 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 低所得者対策（介護保険料軽減措置） 低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

	(3)福祉関係	H15. 8. 14	H15. 9. 26	1 高齢者福祉 (1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 (2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 (3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 (5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。 (6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 障害者福祉 (1) 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。 (2) 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。 (3) 重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。 (4) 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。 (6) 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 3 児童福祉 (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (3) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 4 母子福祉 (1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 5 その他福祉 (1) 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。 (2) 災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。 (3) 戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。
--	---------	------------	------------	---

	(4)保健関係	H15. 8. 14	H15. 9. 26	1 健康教育（母子保健） （１）母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 （２）離乳食講習会については、４か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 健康診査（母子保健） （１）妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 （２）乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(５～６か月)、後期(９～１０か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （３）乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 （４）１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 3 健康相談（母子保健） 乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月１回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。 4 健康教育（老成人保健） （１）集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。 （２）個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 健康診査（老成人保健） 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 6 健康相談（老成人保健） （１）総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。 （２）介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。 7 予防接種 予防接種については、西条市の例により調整する。 8 保健センターの管理運営 現行のまま４保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。 9 中川診療所 中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(5)環境衛生関係	H15. 5. 23	H15. 6. 27	一般家庭用ごみ袋配付 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 （１）可燃ごみ袋は、１世帯大１１０枚とする。ただし、５人以上の世帯は、希望により３０枚追加して配付する。 （２）不燃ごみ袋は、１世帯大２０枚とする。 （３）粗大ごみ処理券は、１世帯１０枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 ごみの収集 ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。 環境美化事業 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。
	(6)消防防災関係（その１）	H15. 7. 25	H15. 8. 14	1 防災会議及び地域防災計画 防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。 2 水防協議会及び水防計画 水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。 3 防災行政無線 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。
	消防防災関係（その２）	H15. 8. 14	H15. 9. 26	消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。
	消防防災関係（その３）	H15. 11. 14		
	(7)人権・同和対策関係	H15. 7. 25	H15. 8. 14	人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。

	(8)農林水産関係	H15. 9. 26	H15. 10. 24	1 農業関係 (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。 (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 林業関係 (1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。 3 水産業関係 (1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。 4 農林土木関係 (1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 (2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。 (5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(9)商工観光関係	H15. 9. 26	H15. 10. 24	1 商工労政 (1) 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 (2) 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 (3) 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 (4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 (5) 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 (6) 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 (7) 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 観光 (1) 観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。 (3) 温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(10)都市計画関係	H15. 9. 26	H15. 10. 24	新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。
	(11)建設事業関係	H15. 9. 26	H15. 10. 24	道路の管理等 1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共用地取得事務 公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。 愛媛県がけ崩れ防災対策事業 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 港湾施設の管理 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

	(12)上・下水道事業関係	H15. 6. 27	H15. 7. 25	1 水道事業 (1) 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000 円とする。 (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。 2 下水道事業 (1) 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について ① 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ② 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 ③ 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。
	(13)教育関係（その１）	H15. 8. 14	H15. 9. 26	市立小中学校の通学区域 市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 奨学金貸付事業 奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。 国際理解教育事業（海外派遣事業） 国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。 学校給食の実施 1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 幼稚園管理運営 1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。 就園援助 就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 市指定文化財 市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 文化祭 文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。 各種スポーツ大会 各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。
	教育関係（その２）	H15. 11. 14		
	(14)電算システム関係	H15. 3. 28	H15. 5. 23	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。
	(15)情報公開関係	H15. 6. 27	H15. 7. 25	情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

	(16)広報広聴関係	H15. 5. 23	H15. 6. 27	1 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(17)その他の事務事業	H15. 10. 24		
2 2	新市建設計画	H14. 10. 7		